

改正

平成21年 3 月11日規則第 5 号

平成22年12月 1 日規則第19号

平成25年 4 月 1 日規則第 6 号

令和元年12月 6 日規則第16号

飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯綱町特定環境保全公共下水道条例（平成17年飯綱町条例第141号。以下「条例」という。）の規定に基づき、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第 1 項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第 8 条の規定により、排水設備工事の施工ができるものとして、町長が指定した工事業業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 公益財団法人長野県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格及び登録更新のための講習（以下「更新講習」という。）を修了し、公社に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

(指定工事店の指定)

第 3 条 条例第 8 条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 長野県内又は町長の指定する地域に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により指定工事店の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が公社により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号のウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類

（2） 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

（3） 営業所の平面図、写真及び付近見取図（様式第2号）

（4） 専属責任技術者名簿（様式第3号）及び公社交付の責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類

（5） 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

（指定工事店証）

第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、指定工事店証（様式第5号）を交付するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書（様式第6号）を町長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、条例第7条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ施工してはならない。

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、町長は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する期日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届(様式第7号)を町長に提出

しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに指定工事店異動届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

（指定の取消し又は一時停止）

第10条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定の取消しを行うものとする。

2 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。

（責任技術者の登録）

第11条 町長は、第3条第1項第1号において定める責任技術者は、指定工事店に専属する責任技術者で公社に登録した者が行うものとする。

（責任技術者の責務）

第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

（公示）

第13条 町長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

2 町長は、公社が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示するものとする。

(事務連絡会)

第14条 町長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯綱行政組合特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則（平成10年飯綱行政組合規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月11日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規則第19号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規則第16号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
（新規・継続）

飯網町長 様

申請業者	ふりがな 商 号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()		

〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、精神の機能の障害により指定工事店の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者あるいは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- 2 申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書及び経歴書
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- 4 営業所の平面図、写真及び付近見取図（様式第2号）
- 5 専属責任技術者名簿（様式第3号）
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

営業所の平面図、写真及び付近見取図			
平面図		面積	m ²
付近見取図			
	線	駅下車 バス・徒歩	分

(注)

- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

飯網町長 様

指定（登録）番号 第 号
商 号

〒

営業所所在地

電話 ()

代表者氏名 ㊟

ふりがな 専属者氏名	住 所	登録番号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - ① 組合健保、政府管掌健保被保険者証（国民健康保険証は除く。）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

（注） 専属解除の場合は、名簿を別葉とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

様式第4号 削除

様式第5号 (第5条関係)

年 月 日

指 定 工 事 店 証

飯網町長

印

下記の者を、飯網町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則第3条の規定により、飯網町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店として指定する。

指定(登録)番号	第 号
指定工事店名 (商号)	
営業所所在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

指定工事店証再交付申請書

飯網町長 様

申 請	指定（登録）番号	第 号		
	ふりがな 指定工事店名 （商号）			
業 者	ふりがな 代表者氏名		印	
	営業所所在地	電話 ()		
【理由及び経過説明】				

〔添付書類〕

- 1 始末書（紛失した場合）
- 2 指定工事店証（損傷した場合）

年 月 日

指定工事店指定辞退届

飯網町長 様

申	指定（登録）番号	第 号		
	ふりがな 指定工事店名 (商号)			
請	ふりがな 代表者氏名		印	
	営業所所在地	電話 ()		
業 者	理由			

〔添付書類〕

- 1 指定工事店証
- 2 専属責任技術者の責任技術者証

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

指 定 工 事 店 異 動 届

飯網町長 様

指定（登録）番号 第 号
 指定工事店名（商号）
 代表者氏名 ㊟

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 商号（組織）		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、専属者の責任技術者証	
ふりがな 氏名（代表者）		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ） 指定工事店証 経歴書、精神の機能の障害により指定工事店の事業を適切に営むに 当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな い者あるいは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではない ことを証する書類、誓約書（個人）	
住居表示の変更		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（商業登記簿謄本で も可） 指定工事店証	
電 話 番 号		
添付書類	なし	
営 業 所 移 転		
添付書類	営業所の平面図、写真及び付近見取図 商業登記簿謄本（法人の み） 指定工事店証 固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも 可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	
営業所（仮）移転		
添付書類	営業所の平面図、写真及び付近見取図 固定資産物件証明書（建 物登記簿謄本でも可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	